

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

訓 令	ページ
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (人事課)	1

## 訓 令

### 北海道訓令第6号

本 庁  
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成16年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令  
北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

知事 知事室 1 旅券法（昭和26年法律第267号）の施  
政策 国際課 行に関する事務  
部

別表第2の総合企画部の部の欄を次のように改める。  
企画  
振興

計画室 1 国土利用計画法（昭和49年法律第92  
号）の施行に関する事務

第2条第8号中「（道民相談センター所長を含む。）」を削り、同条第11号中「置かれた  
参事」の次に「（医療参事を含む。）」を加える。

第4条第1項中「総務部長にあっては知事室長、総合企画部長にあっては政策室長、経済  
部長にあっては産業政策推進室長、総合企画部次長にあっては政策室次長、経済部次長にあ  
っては産業政策推進室次長」を「知事政策部長にあっては知事室長」に改め、同条第2項中  
「知事室長、政策室長及び産業政策推進室長」を「知事政策部知事室長」に改める。

第4条の2の見出しを「（知事政策部知事室長の専決事項）」に改め、同条第2項及び第  
3項を削る。

第7条ただし書中「規定する出先機関」の次に「（保健福祉事務所、森づくりセンター及  
び土木現業所を除く。）」を加える。

別表第2の総務部知事室国際課の事項を削り、同部総合防災対策室防災消防課の事項中  
「総合防災対策室防災消防課」を「危機対策室防災消防課」に改め、同部総合防災対策室原  
子力安全対策課の事項中「総合防災対策室原子力安全対策課」を「危機対策室原子力安全対  
策課」に改め、同部人事課の事項第4項の部長専決事項の欄第1号中「第158条第4項」を  
「第158条第3項」に、「部の名称若しくはその分掌する事務又は部の数の増減」を「同条  
第1項の規定による知事の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務に関する条例の  
制定又は改廃」に改め、同事項第8項の部長専決事項の欄第1号中「条例」を「北海道職員  
等の旅費に関する条例（以下この項において「条例」という。）」に改め、同欄第2号中  
「北海道職員等の旅費に関する条例（以下この項において「条例」という。）」を「条例」  
に改め、同部の次に次のように加える。

(1) 第7条第1項の規定に基づき、一般旅券  
を交付すること。

部  
別表第2の総合企画部地域振興室地域政策課の事項の前に計画室及び計画室統計課の事項  
として次のように加える。

(1) 第12条第6項の規定に基づき、規制区域  
の指定が相当であることについて北海道土  
地利用審査会に確認を求めること。  
(2) 第12条第13項の規定に基づき、規制区域

(1) 第12条第5項に規定に基づき、指定され  
た区域及び期間等を市町村長に通知すると  
ともに、当該事項を周知させるため必要な  
措置を講ずること。

子供と高齢者の交通事故を防ぐ春の全国交通安全運動

の指定の解除が相当であることについて北海道土地利用審査会の確認を受けること（同条第15項において準用する場合を含む。）。

(3) 第25条（第27条の5第4項、第27条の8第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第24条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、その勧告に基づいて講じた措置について報告をさせること。

(4) 第26条（第27条の5第4項及び第27条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第24条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、その旨及びその勧告の内容を公表すること。

(5) 第32条の規定に基づき、第31条第1項の規定による勧告に係る遊休土地について地方公共団体等の買取りの協議者を定め、その者が買取りの協議を行う旨の勧告を受けた者に通知すること。

(6) 国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第9条第1項の規定に基づき、土地の利用状況、環境等が通常と認められる画地について不動産鑑定士等の鑑定評価を求め、当該画地の標準価格の判定をすること。

(2) 第12条第10項の規定に基づき、規制区域を含む周辺の地域における地価の動向、土地取引の状況等に関する調査を行うこと。

(3) 第12条第14項の規定に基づき、規制区域の指定を解除した旨を市町村長に通知するとともに、その旨を周知させるため必要な措置を講ずること（同条第15項において準用する場合を含む。）。

2 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の施行に関する事務

計画室 1 統計法（昭和22年法律第18号）の施行  
統計課 に関する事務

(1) 第30条の規定に基づき、同条第6号の規定による不動産鑑定業者の登録を削除すること。

(1) 北海道統計調査条例（昭和26年北海道条

例第25号)第9条ただし書の規定に基づき、調査結果を公表しない特別の事由があることを認めること。

別表第2の総合企画部地域振興室市町村課の事項第5項の課長専決事項の欄第1号を削り、同欄第2号を同欄第1号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (2) 第22条第3項において準用する第3条第5項前段の規定に基づき、準用財政再建団体の財政再建計画の変更(地方財政再建促進特別措置法施行令(昭和30年政令第333号。以下この項において「施行令」という。))第13条第5項各号のいずれかに該当する場合を除く。)に同意すること(札幌市の区域に係るものに限る。)
- (3) 第22条第4項において準用する第3条第1項の規定に基づき、準用財政再建団体の財政再建計画の変更(施行令第13条第5項各号のいずれかに該当する場合を除く。)に同意すること(札幌市の区域に係るものに限る。)

に限る。)

- (4) 第22条第5項において準用する第3条第1項後段の規定に基づき、準用財政再建団体の財政再建計画の変更(施行令第13条第5項各号のいずれかに該当する場合を除く。)に必要な条件を付けて同意すること(札幌市の区域に係るものに限る。)

別表第2の総合企画部地域振興室市町村課の事項第7項中「国有資産等所在市町村交付金法(」を「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(」に改め、同項の部長専決事項の欄第1号中「国有資産等所在市町村交付金法施行令」を「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令」に、「第5条」を「第4条」に改め、「の交付」の次に「及び市町村納付金の納付」を加え、同部土地水対策課の事項及び統計課の事項を削り、同表環境生活部環境室環境保全課の事項の前に環境室環境政策課の事項として次のように加える。

環境室 1 北海道空き缶等の散乱の防止に関する  
環境政 条例(平成15年北海道条例第34号)の施  
策課 行に関する事務

- (1) 第16条の規定に基づき、過料処分を行うこと。
- (1) 第14条の規定に基づき、道民等、事業者及び土地占有者等に対し、指導又は助言を行うこと。

別表第2の保健福祉部食品衛生課の事項第5項の部長専決事項の欄第1号中「第13条の4第1項」を「第24条第1項」に改め、同欄第2号中「第28条第1項」を「第59条第1項」に改める。

別表第2の保健福祉部医務薬務課の事項第2項の課長専決事項の欄を次のように改める。

- (1) 第5条第1項の規定に基づき、薬局開設の許可をすること(旭川市の区域に係るものに限る。)
- (2) 第5条第2項の規定に基づき、薬局開設の許可の更新をすること(旭川市の区域に係るものに限る。)

- (3) 第8条第3項ただし書(第27条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、薬局等の管理等の兼務の許可をすること(旭川市の区域に係るものに限る。)
- (4) 第12条第1項の規定に基づき、医薬品等の製造業の許可をすること(薬事法施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。))第15条の4第1項第1号に規定する医薬品(以下この項におい

て「薬局製造医薬品」という。)の製造業の許可にあっては、旭川市の区域に係るものに限る。 )。

- (5) 第12条第3項の規定に基づき、医薬品等の製造業の許可の更新をすること（薬局製造医薬品の製造業の許可の更新にあっては、旭川市の区域に係るものに限る。 )。
- (6) 第14条第1項（第23条において準用する場合を含む。 )の規定に基づき、医薬品等の製造又は輸入の承認をすること（政令第15条の4第1項第2号に規定する医薬品（以下この項において「特定薬局製造医薬品」という。 )の製造の承認にあっては、旭川市の区域に係るものに限る。 )。
- (7) 第14条第7項（第23条において準用する場合を含む。 )の規定に基づき、医薬品等の製造に係る承認事項の変更の承認をすること（特定薬局製造医薬品の製造に係る承認事項の変更の承認にあっては、旭川市の区域に係るものに限る。 )。
- (8) 第15条第2項（第23条において準用する場合を含む。 )において準用する第8条第3項ただし書の規定に基づき、医薬品の製造の管理の兼務を許可すること。
- (9) 第18条第1項（第23条において準用する場合を含む。 )の規定に基づき、医薬品等製造品目の変更等の許可をすること（薬局製造医薬品の製造品目変更等の許可にあっては、旭川市の区域に係るものに限る。 )。
- (10) 第22条第1項の規定に基づき、医薬品等輸入販売業の許可をすること。
- (11) 第22条第3項の規定に基づき、医薬品等輸入販売業の許可を更新すること。
- (12) 第24条第2項の規定に基づき、医薬品の販売業の許可の更新をすること（第30条第

1項に規定する配置販売業以外にあっては、旭川市の区域に係るものに限る。 )。

- (13) 第26条第1項の規定に基づき、卸売一般販売業の許可をすること（旭川市の区域に係るものに限る。 )。
- (14) 第26条第3項ただし書の規定に基づき、卸売一般販売業の医薬品の販売等の相手方の変更の許可をすること（旭川市の区域に係るものに限る。 )。
- (15) 第28条第1項の規定に基づき、薬種商販売業の許可をすること（旭川市の区域に係るものに限る。 )。
- (16) 第30条第1項の規定に基づき、知事が指定する品目に係る配置販売業の許可をすること（保健所が設置されている市に限る。 )。
- (17) 第33条第1項の規定に基づき、配置販売業者等に対する身分証明書の交付をすること（旭川市の区域に係るものに限る。 )。
- (18) 第68条の10の規定に基づき、生物由来製品の販売業者（第31条に規定する配置販売業者以外にあっては、旭川市の区域に係るものに限る。 )若しくは賃貸業者、特定医療関係者若しくは薬局の管理者又は病院若しくは診療所の管理者に対し指導及び助言をすること。
- (19) 第69条第1項の規定に基づき、医薬品等の製造業者等に対し、報告を徴収し、又は職員に立入検査若しくは質問をさせること。
- (20) 第69条第2項の規定に基づき、薬局開設者、医薬品の販売業者又は医療用具の販売業者若しくは賃貸業者に対し、報告を徴収し、又は職員に立入検査若しくは質問をさせること。
- (21) 第69条第3項の規定に基づき、薬局開設

者、病院等の開設者、医薬品等の製造業者、輸入販売業者若しくは販売業者、医療用具の賃貸業者、国内管理人その他医薬品等を業務上取り扱う者又は第77条の5第4項の委託を受けた者に対し、報告を徴収し、又は職員に立入検査若しくは質問をさせ、若しくは収去させること。

(22) 第70条第1項の規定に基づき、医薬品等を業務上取り扱う者に対する医薬品等の廃棄等の措置を命ずること。

(23) 第70条第2項の規定に基づき、同条第1項による命令を受けた者がその命令に従わないとき等に、職員に医療品等を廃棄させ、若しくは回収させ、又は処分させること。

(24) 第71条の規定に基づき、医薬品等の製造業者等に対し、検査の受検を命ずること。

(25) 第72条第1項の規定に基づき、薬局製造医薬品の製造業者に対し、構造設備の改善を命令し、又は使用を禁止すること。

(26) 第72条第2項の規定に基づき、薬局開設者、医薬品の販売業者又は医療用具の販売業者若しくは賃貸業者に対し、構造設備の改善を命令し、又は使用を禁止すること。

(27) 第72条の2の規定に基づき、薬剤師の増員を命ずること。

(28) 第76条の規定に基づき、第5条第2項、第12条第3項、第22条第3項及び第24条第

2項の規定による許可の更新の拒否に係る通知並びに弁明及び証拠の提出の機会が付与をすること（第5条第2項、第12条第3項及び第24条第2項の規定による許可にあっては、旭川市の区域に係るものに限る。）。

(29) 第77条の6の規定に基づき、製造承認取得者等、第77条の5第4項の委託を受けた者又は特定医療用具の輸入販売業者に対し、指導及び助言をすること。

(30) 政令第11条の規定に基づき、薬事監視員に対し、検定に合格した医薬品又は医療用具を収めた容器又は被包に検定合格証紙で封を施させること。

別表第2の保健福祉部医務薬務課の事項第6項の課長専決事項の欄第1号中「第6条の2」を「第3条の2」に改め、「こと」の次に「（旭川市の区域に係るものに限る。）」を加え、同部地域福祉課の事項第1項の部長専決事項の欄第5号中「第119条」を「第121条」に改め、同事項第4項の課長専決事項の欄第1号中「第41条の2第1項」を「第6条の11第1項」に改め、同部保護課の事項第3項の部長専決事項の欄第1号中「第3条第5号」を「第3条第6項」に改め、同表経済部産業振興課の事項中「産業振興課」を「商工振興課」に改め、同部地域産業課の事項中「地域産業課」を「商業経済交流課」に改め、同部人材育成課の事項第1項の部長専決事項の欄第2号中「第64条第4項」を「第46条第4項」に改め、同欄第4号中「第17条第2項」を「第20条第2項」に改め、同表農政部農業経済課の事項第2項の課長専決事項の欄第3号を削り、第4号を第3号とし、同欄第5号中「第73条の11の2第1項」を「第73条の27第1項」に改め、同号を同欄第4号とし、同欄第6号を同欄第5号とし、同欄第7号中「第95条の3」を「第95条の4」に改め、同号を同欄第6号とし、同欄第8号を第7号とし、第9号を削り、同部農産園芸課の事項第7項を削り、同表水産林務部水産経営課の事項の次に次の1事項を加える。

水産振 1 持続的養殖生産確保法（平成11年法律  
興課 第51号）の施行に関する事務

(1) 第4条の規定に基づき、漁場改善計画を認定すること。

(2) 第5条第1項の規定に基づき、第4条第1項の認定を受けた漁場改善計画の変更の認定をすること。

(1) 第10条の規定に基づき、職員に立入検査等を行わせること。

(2) 第11条の規定に基づき、養殖水産動植物を所有する者等に対し、必要な事項についての報告を求めること。

- (3) 第5条第2項の規定に基づき、認定漁場改善計画の認定を取り消すこと。
- (4) 第7条第1項の規定に基づき、漁場改善計画の作成その他の養殖漁場の改善のために必要な措置をとるべき旨を勧告すること。
- (5) 第7条第2項の規定に基づき、勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (6) 第8条第1項の規定に基づき、特定疾病のまん延を防止するため必要な限度において命令をすること。
- (7) 第9条第1項の規定に基づき、第8条第1項の規定による命令により損失を受けた者に対し、補償すること。
- (3) 第12条の規定に基づき、特定疾病等の発生を農林水産大臣に届け出ること。
- (4) 第13条第1項の規定に基づき、魚類防疫員を任命すること。
- (5) 第13条第2項の規定に基づき、魚類防疫協力員を委嘱すること。

別表第2の水産林務部漁港漁村課の事項第1項の課長専決事項の欄第2号中「第38条第1項」を「第38条」に改め、同表建設部砂防災害課の事項第5項の課長専決事項の欄第3号中「（昭和26年建設省令第10号）第6条第3項」を「（平成12年運輸省・建設省令第14号）第8条」に改める。

別表第4の支庁の本庁総務部の分掌事項中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年北海道条例第35号）の施行に関する事務

- (1) 第21条第1項の規定に基づき、知事の指定する職員を指定し、当該職員に、操縦者に対し違反事実の是正を指示させ、及び警察官等に通知させること。
- (2) 第21条第2項の規定に基づき、操縦者に対し、航行の停止を指示すること。
- (3) 第23条第1項の規定に基づき、操縦者等関係者に書類を提出させ、若しくは報告させ、又はプレジャーボート等に立ち入り、書類等を調査し、若しくは操縦者等関係者に質問すること。

別表第4の支庁の本庁総合企画部の分掌事項を次のように改める。

本庁企画振興部の分掌事項

1 国土利用計画法の施行に関する事務

- (1) 第23条第1項又は第27条の4第1項（第27条の7第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地売買等の契約の締結についての届出を受理すること。
- (2) 第27条の5第3項（第27条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同条第1項の規定による勧告をする必要がないと認めた旨の通知をすること。
- (3) 第27条の9の規定に基づき、土地売買等の契約を締結した者から報告を徴すること。

- (4) 第28条第1項の規定に基づき、第14条第1項の許可又は第23条第1項若しくは第27条の4第1項（第27条の7第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る土地が遊休土地である旨の通知をすること。
  - (5) 第28条第2項の規定に基づき、市町村長の遊休土地である旨の通知をすべき旨の申出を受理すること。
  - (6) 第29条第1項の規定に基づき、第28条第1項の通知に係る遊休土地の利用又は処分に関する計画の届出を受理すること。
  - (7) 第30条の規定に基づき、第29条第1項に規定する届出に係る遊休土地の有効かつ適切な利用の促進に関し、必要な助言をすること。
  - (8) 第41条第1項の規定に基づき、第14条第1項の許可の申請若しくは第23条第1項、第27条の4第1項（第27条の7第1項において準用する場合を含む。）若しくは第29条第1項の規定による届出に係る土地又は当該許可の申請若しくは届出に係る当事者の営業所、事務所その他の場所に立ち入り、土地、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。
  - (9) 第43条の規定に基づき、第16条第1項第1号、第19条第2項又は第27条の5第1項第1号に規定する土地に関する権利の相当な価額の算定に関し、官公署に対し、必要な書類を閲覧させ、又はその内容を記録させることを求めること。
  - (10) 国土利用計画法施行規則（昭和49年総理府令第72号）第21条第1項の規定に基づき、土地に関する権利の移転又は設定の対価として予定している価格が法第27条の5第1項第1号に該当しない旨の確認をすること。
- 2 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の施行に関する事務

- (1) 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下この項において「施行令」という。）第19条第11項又は第38条の5第9項の規定に基づき、特定住宅用地の譲渡の認定をすること。
- (2) 施行令第19条第12項第4号又は第38条の5第10項第4号の規定に基づき、土地の譲渡予定価格についての申出を受理し、意見を通知すること。
- 3 統計調査員（支庁を経由して行う統計法、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）及び北海道統計調査条例に基づく統計調査に係るものに限る。）を任免すること。
- 4 統計法及び北海道統計調査条例の施行に関する事務
- (1) 統計法、統計報告調整法及び北海道統計調査条例に基づく統計調査を行うための交付金（支庁を経由して行う指定統計調査、承認統計調査及び統計調査に係るものに限る。）の交付に関する事務を行う。
- 5 地方自治法の施行に関する事務
- (1) 第284条第2項の規定に基づき、一部事務組合（2以上の支庁の所管区域にわたるものを除く。）の設立を認可すること。
- (2) 第286条第1項の規定に基づき、一部事務組合（2以上の支庁の所管区域にわたるものを除く。）の組織団体数の増減、事務の変更又は規約の変更を許可すること。
- (3) 地方自治法施行令（以下この項において「施行令」という。）第1条の2第2項の規定に基づき、普通地方公共団体の設置（2以上の支庁の所管区域にわたるものを除く。）があった場合に、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間その職務を行う者を定めること。
- (4) 施行令第5条第1項の規定に基づき、普通地方公共団体の廃置分合があった場合（2以上の支庁の所管区域にわたり廃置分合があった場合を除く。）の事務の分界を決定し、及び事務を承継すべき普通地方公共団体を指定すること。
- (5) 施行令第6条の規定に基づき、普通地方公共団体の境界変更（2以上の支庁の所管区域にわたるものを除く。）があった場合における事務の承継の決定を行うこと。
- 6 地方財政法（昭和23年法律第109号）の施行に関する事務
- (1) 附則第33条の7第4項の規定に基づき、地方債を起こし、並びに起債の方法、利率及び償還の方法を変更することを許可すること。
- 7 地方交付税法の施行に関する事務
- (1) 第17条の3第2項の規定に基づき、交付税の算定に用いた資料に関し検査すること。
- 8 地方財政再建促進特別措置法の施行に関する事務
- (1) 第22条第3項において準用する第3条第5項前段の規定に基づき、準用財政再建団体の財政再建計画の変更（地方財政再建促進特別措置法施行令（以下この項において「施行令」という。）第13条第5項各号のいずれかに該当する場合を除く。）に同意すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。)

- (2) 第22条第4項において準用する第3条第1項の規定に基づき、準用財政再建団体の財政再建計画の変更（施行令第13条第5項各号のいずれかに該当する場合を除く。）に同意すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。)
- (3) 第22条第5項において準用する第3条第1項後段の規定に基づき、準用財政再建団体の財政再建計画の変更（施行令第13条第5項各号のいずれかに該当する場合を除く。）に必要な条件を付けて同意すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。)
- (4) 第23条第2項の規定に基づき、寄附金、負担金等の支出に同意すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。)
- 9 地方公営企業法の施行に関する事務
- (1) 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第34条第2項の規定に基づき、財政再建計画の変更に同意すること（総務大臣の同意を要するものを除く。）。)
- 10 北海道市町村振興基金条例（昭和44年北海道条例第2号）の施行に関する事務
- (1) 北海道市町村振興基金条例施行規則（昭和44年北海道規則第80号。以下この項において「規則」という。）第4条第1項の規定に基づき、貸付けを行うかどうかを決定し、その旨を当該申請をした市町村に通知すること。
- (2) 規則第6条第1項の規定に基づき、事業実施計画変更書を受理すること。
- (3) 規則第6条第2項の規定に基づき、貸付金の額を変更すること。
- (4) 規則第7条の規定に基づき、事業完了報告書を受理すること。
- 11 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成11年法律第17号）の施行に関する事務
- (1) 第11条第4項の規定に基づき、地方特例交付金の算定に用いた資料に関し検査すること。
- 別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項中第23項を第25項とし、第11項から第22項までを2項ずつ繰り下げ、第10項を第11項とし、同項の次に次の1項を加える。
- 12 北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）の施行に関する事務
- (1) 第17条第6項の規定に基づき、非常災害のために必要な応急措置として行った行為に係る届出を受理すること。
- (2) 第17条第8項の規定に基づき、特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際に着手していた建築物の新築等の行為に係る届出を受理すること。
- (3) 第19条第1項の規定に基づき、建築物の新築等の行為に係る届出を受理すること。
- (4) 第19条第2項の規定に基づき、届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を採るべき旨を命ずること。
- (5) 第19条第3項の規定に基づき、同条第2項の期間を延長すること。
- (6) 第19条第5項の規定に基づき、同条第4項の期間を短縮すること。
- (7) 第20条の規定に基づき、第19条第1項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる

行為をした者又は同条第2項の規定による処分違反した者に対し、行為の中止を命じ、又は原状回復を命じ、若しくは必要な措置を採るべき旨を命ずること。

- (8) 第21条第2項の規定に基づき、国の機関等がする届出を要する行為に係る通知を受理すること。
- (9) 第21条第3項の規定に基づき、国の機関等に対し、自然環境の保全のために採るべき措置について協議を求めること。
- (10) 第29条第1項の規定に基づき、国の機関等がする届出を要する行為に係る通知を受理すること。
- (11) 第29条第2項において準用する第21条第3項の規定に基づき、国の機関等に対し、自然環境の保全のために採るべき措置について協議を求めること。
- (12) 第30条第1項の規定に基づき、特定の開発行為を許可すること（20ヘクタール未満の一団の土地について行われるものに限る。）。
- (13) 第30条第6項の規定に基づき、特定の開発行為に係る許可又は不許可の処分を通知すること（20ヘクタール未満の一団の土地について行われるものに限る。）。
- (14) 第31条第1項の規定に基づき、特定の開発行為の変更を許可すること（第12号に係るもの及び附則第5項の規定に基づき届出を受理したものに限る。）。
- (15) 第31条第2項において準用する第30条第6項の規定に基づき、特定の開発行為の変更に係る許可又は不許可の処分を通知すること（第12号に係るもの及び附則第5項の規定に基づき届出を受理したものに限る。）。
- (16) 第32条の規定に基づき、特定の開発行為の着手等の届出を受理すること（第12号に係るもの及び附則第5項の規定に基づき届出を受理したものに限る。）。
- (17) 第33条の規定に基づき、完了検査を行うこと（第12号に係るもの及び附則第5項の規定に基づき届出を受理したものに限る。）。
- (18) 第34条の規定に基づき、特定の開発行為又はその変更に係る許可を取り消し、変更し、効力を停止し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は特定の開発行為の中止を命じ、若しくは原状回復を命じ、若しくは必要な措置を採るべき旨を命ずること（第12号に係るもの及び附則第5項の規定に基づき届出を受理したものに限る。）。
- (19) 第39条の規定に基づき、自然保護監視員を任命すること。
- (20) 第56条の規定に基づき、行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は職員に、道自然環境保全地域等の土地の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、行為の実施状況を検査させ、若しくは行為の自然環境等に及ぼす影響の調査をさせること（第4号、第12号及び第14号に係るもの並びに附則第5項の規定に基づき届出を受理したもの（第14号に係るものを除く。）に限る。）。
- (21) 第58条第1項の規定に基づき、標識を設置すること。

(22) 第58条第3項の規定に基づき、標識の移転、除却等の行為を承諾すること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項中第9項を第10項とし、第1項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、同事項に第1項として次のように加える。

1 北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例の施行に関する事務

(1) 第14条の規定に基づき、道民等、事業者及び土地占有者等に対し、指導又は助言を行うこと。

別表第4の支庁の本庁保健福祉部の分掌事項中第2項から第16項までを削り、同表の支庁の本庁農政部の分掌事項中第23項を削り、第24項を第23項とし、第25項から第33項までを1項ずつ繰り上げ、同事項第34項第4号中「の事業場等に立ち入り、肥料等若しくは」を「若しくは肥料を施用する者の事業場等又は肥料の施用に係る場所等に立ち入り、肥料等若しくは業務若しくは肥料の施用の状況」に改め、同項を同事項第33項とし、同事項中第35項を第34項とし、第36項を第35項とし、第37項を第36項とし、同表の支庁の本庁水産林務部の分掌事項第1項第1号中「第8条第4項」を「第8条第6項」に改め、同項第2号中「第28条第1項」を「第27条第1項」に改め、同項第3号中「第28条第2項」を「第27条第2項」に改め、同項第5号中「小型さけ、ます流し網漁業」を「小型さけ・ます流し網漁業」に改め、同事項第2項第1号せ及び子中「（総トン数20トン以上の動力漁船を使用するものを除く。）」を削り、同項第3号及び第4号中「に掲げる」を「及び前項第5号に規定する」に改め、同項第5号中「前号アからウまでに掲げる」を「第1号アからウまで及び前項第5号に規定する」に改め、同項第7号中「（さけ・ますを除く。）」を削り、「変更許可」の次に「（さけ・ますを除く。）」を加え、同項第9号中「許可すること」の次に「及び許可証に記載された事項について変更を許可すること並びに許可証の書換え交付を行うこと」を加え、同事項中第32項を第34項とし、第31項を第33項とし、第30項を第32項とし、同事項第29項中「北海道林業改善資金貸付規則」を「北海道林業・木材産業改善資金貸付規則」に改め、同項を同事項第31項とし、同事項中第28項を第30項とし、第17項から第27項までを2項ずつ繰り下げ、同事項第16項第5号中「（面積が1ヘクタール未満のものに限る。）」を削り、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同項を同事項第18項とし、同事項第15項の次に次の2項を加える。

16 北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例の施行に関する事務

(1) 第14条の規定に基づき、提供事業者の事業開始届出書を受理すること。

(2) 第22条の規定に基づき、提供事業者に対し、改善措置を講じるよう指示すること。

17 持続的養殖生産確保法の施行に関する事務

(1) 第10条の規定に基づき、職員に立入検査等を行わせること。

(2) 第11条の規定に基づき、養殖水産動植物を所有する者等に対し、必要な事項についての報告を求めること。

(3) 第12条の規定に基づき、特定疾病等の発生を農林水産大臣に届け出ること。

- (4) 第13条第1項の規定に基づき、魚類防疫員を任命すること。
- (5) 第13条第2項の規定に基づき、魚類防疫協力員を委嘱すること。

別表第4の保健所の分掌事項を削り、同表の農業大学の分掌事項第1項第4号中「第19条第1項」を「第19条第2項」に改め、同表中森づくりセンターの分掌事項、道民の森活動促進センターの分掌事項及び家畜保健衛生所の分掌事項を削り、同表の競馬事務所の分掌事項の次に次の6事項を加える。

#### 水産試験場

##### 1 持続的養殖生産確保法の施行に関する事務

- (1) 第10条の規定に基づき、職員に立入検査等を行わせること。
- (2) 第11条の規定に基づき、養殖水産動植物を所有する者等に対し、必要な事項についての報告を求めること。
- (3) 第12条の規定に基づき、特定疾病等の発生を農林水産大臣に届け出ること。
- (4) 第13条第1項の規定に基づき、魚類防疫員を任命すること。
- (5) 第13条第2項の規定に基づき、魚類防疫協力員を委嘱すること。

#### 水産孵化場

##### 1 持続的養殖生産確保法の施行に関する事務

- (1) 第10条の規定に基づき、職員に立入検査等を行わせること。
- (2) 第11条の規定に基づき、養殖水産動植物を所有する者等に対し、必要な事項についての報告を求めること。
- (3) 第12条の規定に基づき、特定疾病等の発生を農林水産大臣に届け出ること。
- (4) 第13条第1項の規定に基づき、魚類防疫員を任命すること。
- (5) 第13条第2項の規定に基づき、魚類防疫協力員を委嘱すること。

#### 保健福祉事務所

##### 1 生活保護法の施行に関する事務

- (1) 第40条第2項の規定に基づき、保護施設の設置の届出を受理すること。
- (2) 第41条第2項の規定に基づき、保護施設の設置を認可すること。
- (3) 第41条第5項の規定に基づき、同条第2項第1号又は第3号から第8号までに掲げる事項の変更を認可すること。
- (4) 第42条の規定に基づき、保護施設の休止又は廃止の時期を認可すること。
- (5) 第45条第1項の規定に基づき、保護施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止又は保護施設の廃止を命ずること。
- (6) 第45条第2項の規定に基づき、保護施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止を命じ、又は当該認可を取り消すこと。
- (7) 第46条第2項及び第3項の規定に基づき、管理規程の届出の受理又は変更を命ずること。

##### 2 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）の施行に関する事務

- (1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令（昭和27年政令第143号）第12条の規定に基づき、障害者年金等に関する請求書等を受理し、これらを受ける権利の裁定に必要な調査を行うこと。

##### 3 戦傷病者特別援護法の施行に関する事務

- (1) 第4条の規定に基づき、戦傷病者手帳を交付すること。
- (2) 第5条の規定に基づき、戦傷病者手帳の記載事項を訂正すること。
- (3) 第6条第2項の規定に基づき、戦傷病者手帳の返還を命ずること。
- (4) 第20条第1項の規定に基づき、更生医療の給付を行うこと。
- (5) 第21条第1項の規定に基づき、補装具を支給し、又は修理すること。
- (6) 第23条の規定に基づき、戦傷病者乗車券引換証を交付すること。
- (7) 戦傷病者特別援護法施行規則（昭和38年厚生省令第46号。以下この項において「省令」という。）第13条の規定に基づき、更生療養券を交付すること。
- (8) 省令第15条の規定に基づき、補装具交付券又は補装具修理券を交付すること。

##### 4 恩給法（大正12年法律第48号）の施行に関する事務

- (1) 恩給給与細則（昭和28年総理府令第67号）第2条ただし書の規定に基づき、旧軍人、旧準軍人、旧軍属及びこれらの者の遺族に係る恩給請求書を受理すること。

##### 5 地方自治法の施行に関する事務

- (1) 附則第10条の規定に基づき、軍人軍属であった者の身上の取扱いに関し必要な調査を行うこと。

##### 6 児童扶養手当法の施行に関する事務

- (1) 第6条の規定に基づき、受給資格及び手当額を認定すること。
- (2) 第14条の規定に基づき、手当額の一部又は全部を支給しないことを決定すること。
- (3) 第15条の規定に基づき、手当の支払を一時差し止めること。
- (4) 第16条の規定に基づき、未払分の手当を支払うこと。
- (5) 第28条の規定に基づき、受給者等の提出する書類その他の物件を処理すること。
- (6) 第29条第1項の規定に基づき、受給資格者に対し、物件の提出を命じ、又は職員をして受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させること。
- (7) 第29条第2項の規定に基づき、手当の支給が行われる児童又は児童の父に対し、医師の診断を受けるべきことを命じ、又は職員にその者の障害の状態を診断させること。
- (8) 第31条の規定に基づき、手当の支払を調整すること。
- (9) 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号。以下この項において「省令」という。）第26条の規定に基づき、添付書類を省略させ、又はこれに代わる他の書類を添付させること。
- (10) 省令第27条の規定に基づき、町村長経由の省略を認めること。

## 7 身体障害者福祉法の施行に関する事務

- (1) 第12条の3第1項の規定に基づき、身体障害者相談員の業務を委託すること。
- (2) 第15条第1項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付の申請を受理すること。
- (3) 第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳を交付すること。
- (4) 第15条第5項の規定に基づき、障害が身体障害者福祉法別表に掲げるものに該当しないことを通知すること。
- (5) 第16条第1項又は第2項の規定に基づき、身体障害者手帳の返還を受理し、又は返還を命ずること。
- (6) 第16条第4項の規定に基づき、市町村からの通知を受理すること。
- (7) 第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定すること。
- (8) 第17条の10第1項の規定に基づき、指定身体障害者更生施設等を指定すること。
- (9) 第17条の20の規定に基づき、指定内容の変更又は指定居宅支援の事業の廃止、休止若しくは再開の届出を受理すること。
- (10) 第17条の21の規定に基づき、指定居宅支援事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは設備、帳簿書類等を検査させること。
- (11) 第17条の22第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者の指定を取り消すこと。
- (12) 第17条の22第2項の規定に基づき、市町村の通知を受理すること。
- (13) 第17条の27の規定に基づき、指定身体障害者更生施設等の設置者の住所等の変更に係る届出を受理すること。
- (14) 第17条の28の規定に基づき、指定施設設置者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは設備、帳簿書類等を検査させること。
- (15) 第17条の29の規定に基づき、指定身体障害者更生施設等の指定辞退の届出を受理すること。
- (16) 第17条の30第1項の規定に基づき、指定身体障害者更生施設等の指定を取り消すこと。
- (17) 第17条の30第2項の規定に基づき、市町村の通知を受理すること。
- (18) 第26条第1項の規定に基づき、身体障害者居宅生活支援事業等の開始の届出を受理すること。
- (19) 第26条第2項の規定に基づき、届出事項の変更の届出を受理すること。
- (20) 第26条第3項の規定に基づき、身体障害者居宅生活支援事業等の廃止又は休止の届出を受理すること。
- (21) 第27条第3項の規定に基づき、身体障害者更生援護施設の開始の届出を受理すること。

(22) 第27条第5項の規定に基づき、養成施設の開始の届出を受理すること。

(23) 第39条第1項の規定に基づき、身体障害者居宅生活支援事業等を行う者から必要な報告を求め、又は職員に、当該事務所等に立ち入り、設備、帳簿書類等の検査をさせること。

(24) 第39条第2項の規定に基づき、身体障害者更生援護施設の長から必要な報告を求め、又は職員に、当該施設に立ち入り、設備、帳簿書類等の検査をさせること。

(25) 第40条第1項の規定に基づき、身体障害者居宅生活支援事業等を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずること。

(26) 第41条第1項の規定に基づき、身体障害者更生援護施設又は養成施設の事業の廃止又は廃止を命ずること。

(27) 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下この項において「政令」という。）第10条の規定に基づき、身体障害者手帳を再交付すること。

(28) 政令第28条第1項の規定に基づき、身体障害者更生援護施設の種類の変更又は休止若しくは廃止の届出及び養成施設の休止又は廃止の届出を受理すること。

(29) 身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成15年厚生労働省告示第28号）別表第1の1の注2並びに第2の1の注2、注6及び注7に基づく届出を受理すること。

## 8 母子及び寡婦福祉法の施行に関する事務

(1) 第8条の規定に基づき、母子自立支援員を任免すること。

(2) 第25条第1項及び第26条第1項（第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定による申請について、配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているもの又は寡婦であることの証明書を交付すること。

(3) 母子福祉資金等償還協力員を委嘱すること。

## 9 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の施行に関する事務

(1) 第14条の規定に基づき、老人居宅生活支援事業の開始の届出を受理すること。

(2) 第14条の2の規定に基づき、老人居宅生活支援事業の変更の届出を受理すること。

(3) 第14条の3の規定に基づき、老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出を受理すること。

(4) 第15条第2項の規定に基づき、老人デイサービスセンター等の設置の届出を受理すること。

(5) 第15条第3項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の届出を受理すること。

(6) 第15条第4項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置を認可すること。

(7) 第15条の2第1項の規定に基づき、老人デイサービスセンター等の変更の届出を受

- 理すること。
- (8) 第15条の2第2項の規定に基づき、養護老人ホーム等の変更の届出を受理すること。
- (9) 第16条第1項の規定に基づき、老人デイサービスセンター等の廃止又は休止の届出を受理すること。
- (10) 第16条第2項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の届出を受理すること。
- (11) 第16条第3項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加の時期を認可すること。
- (12) 第18条第1項の規定に基づき、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター等の設置者から必要な報告を求め、又は職員に、当該事務所等に立ち入り、設備、帳簿書類等の検査をさせること。
- (13) 第18条第2項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長から必要な事項の報告を求め、又は職員に、当該施設に立ち入り、設備、帳簿書類等の検査をさせること。
- (14) 第18条の2第1項の規定に基づき、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター等の設置者に対し、その事業の制限又は停止を命ずること。
- (15) 第19条第1項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者に対し、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は当該許可を取り消すこと。
- (16) 老人福祉法施行細則（昭和38年北海道規則第152号）第10条の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム事業の開始の届出を受理すること。
- 10 介護保険法（平成9年法律第123号）の施行に関する事務（主として運営主体が医療機関のものを除く。）
- (1) 第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者（訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護及び福祉用具貸与に係るものに限る。以下この項の第4号から第6号までにおいて同じ。）を指定すること。
- (2) 第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定すること。
- (3) 第48条第1項第1号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を指定すること。
- (4) 第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定内容の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出を受けること。
- (5) 第76条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは設備、帳簿書類等を検査させること。
- (6) 第77条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定を取り消すこと。

- (7) 第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定内容の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出を受けること。
- (8) 第83条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは帳簿書類等を検査させること。
- (9) 第84条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定を取り消すこと。
- (10) 第89条の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者の住所等の変更に係る届出を受けること。
- (11) 第90条の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは設備、帳簿書類等を検査させること。
- (12) 第91条の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定辞退の届出を受けること。
- (13) 第92条の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定を取り消すこと。
- (14) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下この項において「施行令」という。）第3条第2項の規定に基づき、訪問介護員養成研修事業者を指定すること（主たる事務所の所在地が道外の事業者及び道内に主たる事務所を置き、講義を通信の方法で行うことにより他の都府県にまたがり研修を実施する事業者に係るものを除く。次号において同じ。）。
- (15) 施行令第3条第3項の規定に基づき、訪問介護員養成研修事業者の指定を取り消すこと。
- 11 介護保険法の施行に関する事務（主として運営主体が医療機関のものに限る。）
- (1) 第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この項の第5号から第7号までにおいて同じ。）を指定すること。
- (2) 第48条第1項第3号の規定に基づき、指定介護療養型医療施設を指定すること。
- (3) 第71条第1項ただし書の規定に基づき、保険医療機関、特定承認保険医療機関又は保険薬局の開設者から、居宅サービスの指定を不要とする申出を受けること。
- (4) 第72条第1項ただし書の規定に基づき、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設の開設者から、居宅サービスの指定を不要とする申出を受けること。
- (5) 第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定内容の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出を受けること。
- (6) 第76条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは設備、帳簿書類等を検査させること。
- (7) 第77条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定を取り消すこと。

- (8) 第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可すること。
  - (9) 第94条第2項の規定に基づき、介護老人保健施設の入所定員等の変更を許可すること。
  - (10) 第95条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の管理者を承認すること。
  - (11) 第95条第2項の規定に基づき、医師以外の者が介護老人保健施設を管理することを承認すること。
  - (12) 第99条の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者の住所等の変更に係る届出を受けること。
  - (13) 第100条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者等に対し、報告若しくは診療録等の提出等を命じ、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは設備、診療録等を検査させること。
  - (14) 第101条の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者に対し、施設の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕若しくは改築を命ずること。
  - (15) 第102条の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者に対し、管理者の変更を命ずること。
  - (16) 第103条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者に対し、運営の改善又は業務の停止を命ずること。
  - (17) 第104条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設の許可を取り消すこと。
  - (18) 第108条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定事項を変更すること。
  - (19) 第111条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者の住所等の変更に係る届出を受けること。
  - (20) 第112条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者等に対し、報告若しくは診療録等の提出等を命じ、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは設備、診療録等を検査させること。
  - (21) 第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定辞退の届出を受けること。
  - (22) 第114条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定を取り消すこと。
- 12 国民健康保険法の施行に関する事務
- (1) 第12条の規定に基づき、市町村が条例の制定又は改廃をするために必要な協議を受けること。
  - (2) 第45条第3項の規定に基づき、療養の給付に要する費用の額を認可すること。
- 13 社会福祉法の施行に関する事務（2以上の支庁の所管区域にわたるものを除く。）  
（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の適用を受けるものについては、次の第14号から第31号までの規定を適用しない。）
- (1) 第32条の規定に基づき、社会福祉法人の定款を認可すること。
  - (2) 第43条第2項において準用する第32条の規定に基づき、社会福祉法人の定款の変更

- を認可すること。
- (3) 第43条第3項の規定に基づき、社会福祉法人の定款の変更の届出を受理すること。
  - (4) 第46条第2項の規定に基づき、社会福祉法人の解散の認可又は認定をすること。
  - (5) 第46条第3項の規定に基づき、社会福祉法人の解散の届出を受理すること。
  - (6) 第49条第3項において準用する第32条の規定に基づき、社会福祉法人の合併を認可すること。
  - (7) 第55条において準用する民法第77条第2項の規定に基づき、社会福祉法人の清算中に就職した清算人の就職に関する届出を受理すること。
  - (8) 第55条において準用する民法第83条の規定に基づき、社会福祉法人の清算終了の届出を受理すること。
  - (9) 第56条第1項の規定に基づき、社会福祉法人からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は職員に、当該業務及び財産の状況を検査させること。
  - (10) 第56条第2項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずること。
  - (11) 第56条第3項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員を解職を勧告すること。
  - (12) 第56条第4項の規定に基づき、社会福祉法人の解散を命ずること。
  - (13) 第57条の規定に基づき、公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人に対し、その事業の停止を命ずること。
  - (14) 第62条第1項の規定に基づき、事業の開始の届出を受理すること。
  - (15) 第62条第2項の規定に基づき、社会福祉施設の設置を許可すること。
  - (16) 第63条第1項の規定に基づき、届出事項の変更の届出を受理すること。
  - (17) 第63条第2項の規定に基づき、第62条第1項第4号、第5号及び第7号並びに同条第3項第1号、第4号及び第5号に掲げる事項の変更を許可すること。
  - (18) 第64条の規定に基づき、事業の廃止の届出を受理すること。
  - (19) 第67条第1項の規定に基づき、施設を必要としない第一種社会福祉事業の開始の届出を受理すること。
  - (20) 第67条第2項の規定に基づき、施設を必要としない第一種社会福祉事業の経営を許可すること。
  - (21) 第68条の規定に基づき、届出事項等の変更又は事業の廃止の届出を受理すること。
  - (22) 第69条第1項の規定に基づき、第二種社会福祉事業の開始の届出を受理すること。
  - (23) 第69条第2項の規定に基づき、届出事項の変更又は事業の廃止の届出を受理すること。
  - (24) 第70条の規定に基づき、社会福祉事業を経営する者から必要な報告を求め、又は職員に、施設、帳簿、書類等を検査し、その他事業経営の状況を調査させること。

- (25) 第71条の規定に基づき、社会福祉事業を経営する者に対し、第65条の基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずること。
  - (26) 第72条第1項の規定に基づき、社会福祉事業を経営する者に対し、社会福祉事業を営することを制限し、その停止を命じ、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可を取り消すこと。
  - (27) 第72条第2項の規定に基づき、社会福祉事業を営する者に対し、社会福祉事業を営することを制限し、その停止を命じ、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可若しくは第74条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すこと。
  - (28) 第72条第3項の規定に基づき、社会福祉事業を営する者に対し、社会福祉事業を営することを制限し、又はその停止を命ずること。
  - (29) 社会福祉・医療事業団業務方法書（昭和59年社第1112号）第18条の規定に基づき、福祉貸付に係る知事の意見を作成すること。
  - (30) 登録免許税法施行規則（昭和42年大蔵省令第37号）第3条第1号の規定に基づき、社会福祉事業の用に供する建物等について、証明をすること。
  - (31) 社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱（昭和62年民総第1号生活福祉部長通知。以下この項において「要綱」という。）第3の2の(1)のアの規定に基づき、社会福祉法人の基本財産の処分又は担保提供を承認すること。
  - (32) 要綱第4の2の(14)の規定に基づき、社会福祉法人の理事長の変更の届出を受理すること。
- 14 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の施行に関する事務
- (1) 第15条の2第1項の規定に基づき、知的障害者相談員の業務を委託すること。
  - (2) 第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定すること。
  - (3) 第15条の11第1項の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等を指定すること。
  - (4) 第15条の20の規定に基づき、指定内容の変更又は指定居宅支援の事業の廃止、休止若しくは再開の届出を受理すること。
  - (5) 第15条の21の規定に基づき、指定居宅支援事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは設備、帳簿書類等を検査させること。
  - (6) 第15条の22第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者の指定を取り消すこと。
  - (7) 第15条の22第2項の規定に基づき、市町村の通知を受理すること。
  - (8) 第15条の27の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等の設置者の住所等の変更に係る届出を受理すること。
  - (9) 第15条の28の規定に基づき、指定施設設置者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは設備、帳簿書類等を検査させること。

- (10) 第15条の29の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等の指定辞退の届出を受理すること。
  - (11) 第15条の30第1項の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等の指定を取り消すこと。
  - (12) 第15条の30第2項の規定に基づき、市町村の通知を受理すること。
  - (13) 第18条の規定に基づき、知的障害者居宅生活支援事業等の開始の届出を受理すること。
  - (14) 第20条第1項の規定に基づき、届出事項の変更の届出を受理すること。
  - (15) 第20条第2項の規定に基づき、知的障害者居宅生活支援事業等の廃止又は休止の届出を受理すること。
  - (16) 第21条の2第1項の規定に基づき、知的障害者居宅生活支援事業等を行う者から必要な報告を求め、又は職員に、当該事務所等に立ち入り、設備、帳簿書類等の検査をさせること。
  - (17) 第21条の3の規定に基づき、知的障害者居宅生活支援事業等を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずること。
  - (18) 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知。以下この項において「要綱」という。）第5の1の規定に基づき、療育手帳の交付の申請を受理すること。
  - (19) 要綱第5の2の規定に基づき、療育手帳を交付すること。
  - (20) 要綱第7の規定に基づき、療育手帳の記載事項を訂正すること。
  - (21) 療育手帳制度の実施について（昭和48年児発第725号厚生省児童家庭局長通知。以下この項において「通知」という。）第5の3の規定に基づき、療育手帳を再交付すること。
  - (22) 通知第5の4の規定に基づき、療育手帳の返還を受理すること。
  - (23) 通知第6の規定に基づき、療育手帳交付台帳を作成し、整備すること。
  - (24) 知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成15年厚生労働省告示第30号）別表第1の1の注3及び4の注1並びに第2の4の注1に基づく届出を受理すること。
- 15 児童福祉法の施行に関する事務
- (1) 第12条の2第3項の規定に基づき、児童委員を指揮監督すること。
  - (2) 第21条の10第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定すること。
  - (3) 第21条の20の規定に基づき、指定内容の変更又は指定居宅支援の事業の廃止、休止若しくは再開の届出を受理すること。
  - (4) 第21条の21の規定に基づき、指定居宅支援事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは設備、帳簿書類等を

検査させること。

- (5) 第21条の22第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者の指定を取り消すこと。
- (6) 第21条の22第2項の規定に基づき、市町村の通知を受理すること。
- (7) 第30条第1項の規定に基づき、児童を同居させた者からの届出を受理すること。
- (8) 第30条第2項の規定に基づき、児童との同居をやめた者からの届出を受理すること。
- (9) 第34条の3第1項の規定に基づき、児童居宅生活支援事業等の開始の届出を受理すること。
- (10) 第34条の3第2項の規定に基づき、届出事項の変更の届出を受理すること。
- (11) 第34条の3第3項の規定に基づき、児童居宅生活支援事業等の廃止又は休止の届出を受理すること。
- (12) 第35条第3項の規定に基づき、児童福祉施設の設置の届出を受理すること。
- (13) 第35条第4項の規定に基づき、児童福祉施設の設置を認可すること。
- (14) 第35条第6項の規定に基づき、児童福祉施設の廃止又は休止の届出を受理すること。
- (15) 第35条第7項の規定に基づき、児童福祉施設の廃止又は休止を承認すること。
- (16) 第46条第1項の規定に基づき、児童福祉施設（里親及び保護受託者を除く。以下同じ。）の長から必要な報告を求め、又は職員に、当該施設に立ち入り、設備、帳簿書類等の検査をさせること。
- (17) 第46条第3項の規定に基づき、児童福祉施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は命ずること。
- (18) 第46条第4項の規定に基づき、児童福祉施設の設置者に対し、事業の停止を命ずること。
- (19) 第58条の規定に基づき、児童福祉施設の認可を取り消すこと。
- (20) 第59条第1項の規定に基づき、認可を受けていない施設の設置者等から必要な報告を求め、又は職員に、その事務所若しくは施設に立ち入り、必要な調査等をさせること。
- (21) 第59条第3項の規定に基づき、認可を受けていない施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善等の勧告をすること。
- (22) 第59条第4項の規定に基づき、勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (23) 第59条第5項又は第6項の規定に基づき、事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。
- (24) 第59条第7項の規定に基づき、勧告又は命令した旨を市町村長に通知すること。
- (25) 第59条の2第1項の規定に基づき、認可を受けていない保育所（以下この項において「認可外保育施設」という。）の設置の届出を受理すること。
- (26) 第59条の2第2項の規定に基づき、届出事項の変更又は事業の廃止若しくは休止の届出を受理すること。
- (27) 第59条の2第3項の規定に基づき、届出に係る事項を市町村長に通知すること。

- (28) 第59条の2の5第1項の規定に基づき、認可外保育施設の運営の状況の報告を受理すること。
- (29) 第59条の2の5第2項の規定に基づき、認可外保育施設の運営の状況等を取りまとめ、これを市町村長へ通知するとともに、公表すること。
- (30) 第59条の2の6の規定に基づき、事務の執行及び権限の行使に関し、市町村長に対し、必要な協力を求めること。
- (31) 児童福祉法施行規則（以下この項において「省令」という。）第37条第5項の規定に基づき、児童福祉施設の名称、定款等の変更の届出を受理すること。
- (32) 省令第37条第6項の規定に基づき、児童福祉施設の建物その他設備の規模及び構造、経営の責任者等の変更の届出を受理すること。
- (33) 児童福祉施設最低基準第3条の規定に基づき、児童福祉施設に対し、その施設及び運営の向上に関し勧告すること。

#### 16 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の施行に関する事務

- (1) 第5条の規定に基づき、支給資格及び手当額を認定すること。
- (2) 第12条の規定に基づき、手当の支払を一時差し止めること。
- (3) 第13条の規定に基づき、未支払の手当を支払うこと。
- (4) 第16条において準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第8条第1項の規定に基づき、手当額の改定を認定すること。
- (5) 第16条において準用する児童扶養手当法第31条の規定に基づき、手当の支払を調整すること。
- (6) 第36条第2項の規定に基づき、障害児に対して、指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は職員にその者の障害の状態を診断させること。
- (7) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号。以下この項において「省令」という。）第28条の規定に基づき、特別児童扶養手当認定請求書又は特別児童扶養手当額の改定請求書の添付書類を省略させ、又はこれに代わる他の書類を添付させること。
- (8) 省令第29条の規定に基づき、市町村長経由の省略を認めること。

#### 保健所

##### 1 結核予防法の施行に関する事務

- (1) 第28条第1項の規定に基づき、従業を禁止すること。
- (2) 第29条第1項の規定に基づき、結核療養所に入所し、又は入所させることを命ずること。
- (3) 第36条第1項の規定に基づき、指定医療機関を指定すること。
- (4) 第49条第2項の規定に基づき、結核診査協議会の委員を任免すること。

## 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務

- (1) 第27条第1項の規定に基づき調査の結果必要があると認められた者に対し、及び第27条第2項の規定に基づき入院させなければ精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明らかである者に対し、精神保健指定医の診察を行わせること（俱知安保健所にあつては小樽市の区域、渡島保健所にあつては函館市の区域、上川保健所にあつては旭川市の区域に係るものを含む。以下この項において同じ。）。
- (2) 第29条第1項の規定に基づき、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため必要があるものに対し、国若しくは道が設置する精神病院又は指定病院（以下「指定病院等」という。）に入院措置を行うこと。
- (3) 第29条の2第1項の規定に基づき、第29条第1項の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者を指定病院等に入院させること。
- (4) 第29条の2第2項の規定に基づき、入院措置を決定すること。
- (5) 第29条の2の2第1項の規定に基づき、入院措置を採ろうとする精神障害者を指定病院等に移送すること。
- (6) 第29条の2の2第3項の規定に基づき、移送を行うに当たつての行動制限を行うこと。
- (7) 第29条の4第1項の規定に基づき、措置入院者を退院させること（札幌市内の指定病院等に入院している者については、第29条の5の規定による届出があつた場合に限る。）。
- (8) 第29条の5の規定に基づき、指定病院等の管理者からの措置入院者に係る届出を受理すること。
- (9) 第34条の規定に基づき、指定医の診察の結果、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障のある精神障害者を第33条の4第1項に規定する精神病院に移送すること。
- (10) 第38条の6第1項の規定に基づき、精神病院の管理者に対し、入院中の者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、若しくは診療録その他帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神病院に立ち入り、これらの事項に関し、診療録その他の帳簿書類を検査させ、若しくは精神病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神病院に立ち入り、精神病院に入院中の者を診察させること（札幌市以外の精神病院に限る。）。
- (11) 第38条の6第2項の規定に基づき、精神病院の管理者、入院中の者又は第33条第1項若しくは第2項の規定による入院に同意した者に対し、入院に必要な手続に関し、報告を求め、又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ずること。
- (12) 第38条の7第1項の規定に基づき、入院中の者の処遇が著しく適当でないと認めら

れる精神病院の管理者に対し、その処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずること。

- (13) 第38条の7第2項の規定に基づき、第22条の4第3項の規定により入院している者又は第33条第1項若しくは第2項、第33条の4第1項若しくは第34条の規定により入院した者について、その指定する2人以上の指定医に診察させ、診察の結果が継続する必要があることに一致しない場合又はこれらの者の入院が法律若しくは命令に違反している場合に、精神病院の管理者に対し、その者の退院を命ずること。
  - (14) 第38条の7第3項の規定に基づき、精神病院の管理者に対し、第22条の4第1項、第33条第1項及び第2項並びに第33条の4第1項の規定による精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずること。
  - (15) 第40条の規定に基づき、指定病院等の管理者に対し、措置入院者を仮退院させることを許可すること。
  - (16) 第45条第2項の規定に基づき、申請者に対し、精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「手帳」という。）を交付し、又は同条第3項の規定に基づき、申請者に対し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（以下この項において「政令」という。）で定める精神障害の状態にないと認める旨の通知をすること。
  - (17) 第45条の2第3項の規定に基づき、手帳の返還を命ずること。
  - (18) 政令第4条の2第1項の規定に基づき、費用の負担の決定を行い、申請者に対し、患者票を交付し、又は費用の負担をしない旨の通知をすること。
  - (19) 政令第4条の2第3項の規定による医療を受ける病院若しくは診療所若しくは薬局又は指定訪問看護事業者若しくは介護訪問看護事業者の変更の届出を受けること。
  - (20) 政令第8条第2項の規定に基づき、申請者に対し、新たな手帳を交付すること。
  - (21) 政令第9条第2項の規定に基づき、申請者に対し、障害等級の変更に係る新たな手帳を交付すること。
  - (22) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和44年北海道規則第92号）第6条第1項の規定に基づき、措置入院者の転院を承認すること。
- ## 3 調理師法の施行に関する事務
- (1) 第3条第1項の規定に基づき、調理師の免許を与えること（渡島保健所にあつては函館市の区域、上川保健所にあつては旭川市の区域に係るものを含む。）。
- ## 4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行に関する事務
- (1) 第7条の規定に基づき、被爆者に対し、健康診断を行うこと。
  - (2) 第19条第1項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を指定すること。
  - (3) 第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項、第31条及び第32条の規定に基づき、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康

管理手当、保健手当、介護手当及び葬祭料を支給すること。

- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号。以下この項において「政令」という。）第3条第1項の規定に基づき、居住地の変更届を受けること。
- (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）第7条第1項及び第2項の規定に基づき、氏名等の変更届を受けること。
- (6) 原子爆弾被爆者交通手当金支給要領（昭和35年衛発第285号厚生省公衆衛生局長通知）の規定に基づき、交通手当を支給すること。
- 5 北海道保健所運営協議会条例（昭和29年北海道条例第1号）の施行に関する事務
- (1) 第3条第2項の規定に基づき、保健所運営協議会の委員を任免すること。
- 6 母体保護法の施行に関する事務
- (1) 第15条第1項の規定に基づき、受胎調節の実施指導を業として行うものを指定すること。
- (2) 第39条第2項の規定に基づき、受胎調節の実施指導を業として行うものの指定を取り消すこと。
- (3) 母体保護法施行令（以下この項において「政令」という。）第3条の規定に基づき、指定証の訂正を行うこと。
- (4) 政令第4条第1項の規定に基づき、他の都府県知事に住所変更を通知すること。
- (5) 政令第4条第2項の規定に基づき、他の都府県知事に指定者名簿の写しを送付すること。
- (6) 政令第5条の規定に基づき、指定証又は標識を再交付すること。
- (7) 母体保護法施行規則（以下この項において「省令」という。）第15条第1項の規定に基づき、指定の取消申請を受けること。
- (8) 省令第15条第2項の規定に基づき、被指定者の死亡又は失そうの届出を受けること。
- (9) 省令第15条第4項の規定に基づき、被指定者の指定を取り消すこと。
- 7 社会福祉法の施行に関する事務（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の適用を受けるものに限る。）
- (1) 第69条第1項の規定に基づき、第二種社会福祉事業の開始に届出を受けること。
- (2) 第69条第2項の規定に基づき、届出事項の変更又は事業の廃止の届出を受けること。
- (3) 第70条の規定に基づき、社会福祉事業を営業者から必要な報告を求め、又は職員に、施設、帳簿、書類等进行检查し、その他事業経営の状況を調査させること。
- (4) 第71条の規定に基づき、社会福祉事業を営業者に対し、第65条の基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずること。
- (5) 第72条第1項の規定に基づき、社会福祉事業を営業者に対し、社会福祉事業を営営することを制限し、その停止を命じ、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の

許可を取り消すこと。

- (6) 第72条第2項の規定に基づき、社会福祉事業を営業者に対し、社会福祉事業を営営することを制限し、その停止を命じ、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可若しくは第74条に規定する他の法律に基づく許可若しくは許可を取り消すこと。
- (7) 第72条第3項の規定に基づき、社会福祉事業を営業者に対し、社会福祉事業を営営することを制限し、又はその停止を命ずること。
- (8) 社会福祉・医療事業団業務方法書第18条の規定に基づき、福祉貸付に係る知事の意見を作成すること。
- (9) 登録免許税法施行規則第3条第1項の規定に基づき、社会福祉事業の用に供する建物等について、証明をすること。
- (10) 社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱（以下この項において「要綱」という。）第3の2の(1)のアの規定に基づき、社会福祉法人の基本財産の処分又は担保提供を承認すること。
- (11) 要綱第4の2の(14)の規定に基づき、社会福祉法人の理事長の変更の届出を受けること。
- 8 毒物及び劇物取締法の施行に関する事務
- (1) 第3条の2第1項の規定に基づき、特定毒物研究者の許可をすること。
- (2) 第10条第2項の規定に基づき、特定毒物研究者の氏名等の変更等の届出を受けること。
- (3) 第15条の3の規定に基づき、特定毒物研究者の廃棄物の回収等の必要な措置を命令すること。
- (4) 第17条第2項の規定に基づき、特定毒物研究者から報告を徴収し、又は職員に、業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入らせ、物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは毒物等を収去させること。
- (5) 第19条第4項の規定に基づき、特定毒物研究者に法律又は法律に基づく処分に違反する行為があったとき（第6条の2第3項第1号から第3号までに該当するに至ったときを含む。）、その許可を取り消し、又は期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (6) 第20条第2項の規定に基づき、特定毒物研究者の許可の取消しに係る聴聞の期日等を公示すること。
- (7) 第21条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定毒物研究者の品名等の届出を受けること。
- (8) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この項中「施行令」という。）第34条の規定に基づき、特定毒物研究者の許可証を交付すること。
- (9) 施行令第35条第1項の規定に基づき、特定毒物研究者の許可証を書換え交付するこ

と。

- (10) 施行令第36条第1項及び第3項の規定に基づき、特定毒物研究者の許可証を再交付し、又は許可証の返納を受けること。
  - (11) 施行令第36条の2第1項及び第2項の規定に基づき、特定毒物研究者の許可証の返納を受け、又は許可証を交付すること。
  - (12) 施行令第36条の3第1項の規定に基づき、特定毒物研究者名簿を備え、必要な事項を記載すること。
  - (13) 施行令第36条の4第2項の規定に基づき、特定毒物研究者の氏名等の変更等の届出に係る通知をすること。
  - (14) 施行令第36条の4第3項の規定に基づき、特定毒物研究者の名簿の写しを送付すること。
  - (15) 施行令第36条の6第1項又は第2項の規定に基づき、行政処分に関する通知をすること。
  - (16) 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第15条の規定に基づき、収去証を交付すること（特定毒物研究者に係るものに限る。）。)
- 9 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事務
- (1) 第24条第4項の規定に基づき、感染症診査協議会の委員を任免すること。
- 10 医療法に基づき、道立保健所が診療所として行う事務
- (1) 第7条第1項及び第2項の規定に基づき、診療所の開設の許可及び病床数等の変更の許可を申請すること。
  - (2) 第9条第1項の規定に基づき、診療所の廃止の届出を行うこと。
  - (3) 第12条第2項の規定に基づき、診療所の管理を兼任する場合の許可を申請すること。
  - (4) 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の2の規定に基づき、開設後の届出を行うこと。

#### 家畜保健衛生所

##### 1 家畜伝染病予防法の施行に関する事務

- (1) 第4条の2第5項又は第5条第1項の規定に基づき、家畜又はその死体について検査を受けるべき旨を命ずること。
- (2) 第6条第1項の規定に基づき、家畜について注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨を命ずること。
- (3) 第17条第1項の規定に基づき、家畜を殺すべき旨を命ずること。
- (4) 第17条第2項の規定に基づき、家畜防疫員に家畜を殺させること。
- (5) 第20条第1項の規定に基づき、家畜の死体を剖検させ、又は剖検のため疑似患畜を殺させること。
- (6) 第58条第4項の規定に基づき、評価人を選定すること。

##### 2 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）の施行に関する事務

- (1) 第6条第1項の規定に基づき、牛が死亡した旨の届出を受理すること。  
森づくりセンター

##### 1 道有林に関する事務

- (1) 道有林野事業の施行に関して、法令等に基づき、行政庁に対する許可、認可等の申請、届出、報告等を行うこと。

##### 2 北海道水源林野道行造林条例の廃止に伴う経過措置に関する事務（道有林野に係るものに限る。）

- (1) 北海道水源林野道行造林条例を廃止する条例附則第2項の規定に基づき、樹実等の産物の採取を許可し、土地所有者と協議して造林地の採石等をさせ、土地所有者に対し造林した林野等の処分を承認し、造林地の施業方法を定め、及び造林地の保護のため必要な事項を指定すること。

##### 3 道民の森整備事業に関する事務（石狩森づくりセンターに限る。)

- (1) 道民の森整備事業の施行に関して、法令等に基づき、行政庁に対する許可、認可等の申請、届出、報告等を行うこと。

##### 4 北海道立道民の森条例（平成2年北海道条例第16号）の施行に関する事務（石狩森づくりセンターに限る。)

- (1) 第3条第1項の規定に基づき、同項に掲げる施設の利用を承認すること。
- (2) 第5条の規定に基づき、公共団体又は公共的団体に対し、道民の森の管理を委託すること。

##### 5 北海道立道民の森管理規則（平成2年北海道規則第51号）の施行に関する事務（石狩森づくりセンターに限る。)

- (1) 第4条の規定に基づき、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止すること。

- (2) 第10条第2項の規定に基づき、利用日又は利用時間を変更すること。

- (3) 第11条第1項又は第4項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる行為を許可し、又は当該許可を取り消すこと。

- (4) 第14条第2項の規定に基づき、原状回復を代行し、及びその費用を徴収すること。

別表第4の土木現業所の分掌事項中第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、第14項の次に次の1項を加える。

##### 15 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の施行に関する事務

- (1) 第11条の2第4項から第6項までの規定に基づき、行政財産を貸し付けること。

別表第4の医科大学の分掌事項第1項第1号中「第21条第1項」を「第17条第1項」に改める。

別表第5の第1項第2号中「本庁総合企画部」を「本庁企画振興部」に、「、を除く」を「を除く」に改め、同項第4号中「(戦傷病者戦没者遺族等援護法及び地方自治法の施行に関する事務を除く。)」を削り、同表の第2項を次のように改める。

2 支庁長事務委任規則(昭和23年北海道規則第80号)に掲げる事項中次の事項

- (1) 総務部の項6の事項及び7の事項
- (2) 企画振興部の項1の事項から3の事項まで
- (3) 環境生活部の項の事項
- (4) 経済部の項の事項
- (5) 農政部の項の事項
- (6) 水産林務部の項の事項
- (7) 建設部の項の事項(建築基準法第4条の建築主事を置く市の区域に係るものを除く。)

別表第5の第3項を削る。

別表第6の部長の決裁事項の項中「総務部行財政システム改革推進室」を「総務部行財政改革推進室」に、「行財政システム改革推進室長」を「行財政改革推進室長」に、「総務部総合防災対策室」を「総務部危機対策室」に、「総合企画部計画室」を「企画振興部計画室」に、「総合企画部地域振興室」を「企画振興部地域振興室」に改め、「地域政策課長」の次に「企画振興部地域主権推進室」については地域主権推進室長が指定する参事を加え、「総合企画部交通企画室」を「企画振興部交通企画室」に、「総合企画部IT推進室」を「企画振興部IT推進室」に改め、「子ども未来づくり推進室参事」の次に「経済部経済政策室」については経済政策室参事、経済部新産業振興室については新産業振興室参事を加え、同表の知事室長、政策室長及び産業政策推進室長の決裁事項の項を次のように改める。

知事政策部知事室 次長 秘書課長  
長の決裁事項

別表第6の政策室次長の決裁事項の項及び産業政策推進室次長の決裁事項の項を削り、同表支庁長の決裁事項の項中「副支庁長」の次に「(支庁長の所管に属する出先機関にあっては、所長とする。)」を、「による。)」の次に「(支庁長の所管に属する出先機関のうち、保健福祉事務所にあっては部長(組織規則に定める部の順序による。)、森づくりセンターにあっては次長(次長が置かれていない森づくりセンターであって、課長が置かれているものについては管理課長(石狩森づくりセンターにあっては道民の森課長)、課長が置かれていないものについては普及推進係長(相当職を含む。)、土木現業所にあっては副所長とする。)」を加え、同表中保健所長の決裁事項の項、児童相談所長の決裁事項の項、病虫害防除所長の決裁事項の項、森づくりセンター所長の決裁事項の項、道民の森活動促進センター所長の決裁事項の項及び土木現業所長の決裁事項の項を削り、同表の北方建築総合研究所長の決裁事項の項の次に次の3項を加える。

保健福祉事務所長の決裁事項	当該事務を所管する部長	次長(石狩保健福祉事務所児童相談部にあっては副部長、その他の保健福祉事務所児童相談部にあっては地域支援課長とする。)
保健所長の決裁事項	次長	保健福祉企画課長(保健福祉企画課が置かれていない保健所にあっては、企画総務課長とする。)
児童相談所長の決裁事項	中央児童相談所にあっては副部長、その他の児童相談所にあっては地域支援課長	中央児童相談所にあっては地域支援課長

別表第6の家畜保健衛生所の決裁事項の項中「指導課長。課の置かれていない家畜保健衛生所にあっては、」を削り、同項の次に次の2項を加える。

森づくりセンター所長の決裁事項	次長(次長が置かれていない森づくりセンターであって、課長が置かれているものについては管理課長(石狩森づくりセンターにあっては道民の森課長)、課長が置かれていないものについては普及推進係長(相当職を含む。))	管理課長(次長が置かれていない森づくりセンターであって、課長が置かれているものについては所長が指定する課長、課長が置かれていないものについては所長が指定する係長(相当職を含む。))
土木現業所長の決裁事項	副所長	部長(組織規則に定める部の順序による。)

別表第6の医科大学長の決裁事項の項中「医学部附属病院」を「附属病院」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。